

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 令和2年01月14日	福西遺跡公園ほか4件整備工事 ただし、ブロック塀改修工事	13,492,072	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	全京都建設協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
002 平成31年04月01日	京都市美術館リニューアル準備業務委託	(当初) 144,731,450 (変更前) 172,313,850 (変更前) 188,397,000 (変更後) 180,527,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
003 令和1年07月01日	令和元年度 京都市美術館常設展の音声ガイドコンテンツ制作業務	8,497,665	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社アコースティガイド・ジャパン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004 令和1年10月31日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)等警備業務委託	286,815,397	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	セコム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005 令和1年11月04日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)電話機器・設備更新業務	9,531,940	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	KDDIまとめてオフィス関西株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006 令和1年12月13日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)共用部「調度・備品」製作・設置業務	28,050,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社天童木工	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007 令和1年12月20日	杉本博司による《ガラスの茶室「聞鳥庵」》の組み立て・設置	40,043,506	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社新素材研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008 令和2年01月29日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)共用部「ロッカー」製作・設置業務	18,535,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	カリモク家具株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009 令和2年01月31日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)屋内外製作家具「ベンチ」製作・設置業務	15,774,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社天童木工	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010 令和2年01月31日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)施設マネージメント業務	84,194,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社ブランコ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011 令和2年02月01日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)及び京都市美術館別館運営サービス業務委託	409,268,349	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	サントリーパブリシティサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012 令和2年02月01日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)等清掃業務委託	33,223,520	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	日本管財株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013 令和2年02月01日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)附属棟(桜水館)耐震改修等業務	63,910,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社ステッグ・コム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
014	令和2年02月04日	京都市京セラ美術館 (京都市美術館) 新館ショップ什器等「調度・備品」製作・設置業務	19,250,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社天童木工	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015	令和2年02月17日	京都市京セラ美術館 (京都市美術館) デジタルサイネージ機器配信環境構築業務	21,983,500	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	大日本印刷株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	令和2年02月20日	京都市京セラ美術館「光の広間」空間デザイン及び造作業務	8,635,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社ブランコ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	令和2年03月01日	京都市京セラ美術館 (京都市美術館) コレクションルーム (春) の展示装飾及び展示台等造作業務	6,994,460	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社ゴードー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	令和1年10月17日	元離宮二条城内総合事務所 (仮称) 棟再整備基本構想策定業務委託	8,800,000	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	令和1年11月08日	二条城公式ガイドブック英語版制作業務	8,684,000	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	株式会社アイビーインターナショナル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	令和1年10月01日	窓口支援システム構築及び運用保守に関する業務委託	9,921,450	文化市民局地域自治推進室	ローレルバンクマシン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	令和1年10月01日	戸籍システム パッケージ保守 (令和元年度下半期)	12,954,150	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	令和1年10月01日	戸籍システム運用保守業務委託 (令和元年度下半期)	7,192,625	文化市民局地域自治推進室	戸籍システム運用保守業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	令和1年11月20日	「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」広報等業務委託	17,997,854	文化市民局地域自治推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	令和2年01月07日	マイナンバーカード出張申請サポート業務 (京都駅前運転免許更新センター)	6,730,900	文化市民局地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	令和2年01月29日	右京区役所福祉系窓口端末設置及び市民窓口課等レイアウト変更に伴う業務用端末等移設業務	5,885,000	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	令和1年10月02日	西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場改修工事に伴う事前調査及び土壌汚染状況調査業務委託	(当初) 11,679,800 (変更後) 15,089,800	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社島津テクノリサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
027	令和1年11月01日	東京2020オリンピック聖火リレー及びセレブレーション等京都市運営業務委託	55,474,265	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社電通	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	令和2年01月06日	京都アクアリーナ 競技処理コンピュータシステム更新	20,812,000	文化市民局市民スポーツ振興室	セイコータイムシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位：円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
029	令和2年01月10日	横大路運動公園内危険樹木処理ほか業務委託	8,954,000	文化市民局市民スポーツ振興室	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
030	令和2年01月14日	京都市市民スポーツ会館整備工事 ただし、ブロック塀改修工事	10,450,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社エイケン	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
031	令和2年01月15日	京都市市民スポーツ会館における直流電源装置点検整備業務委託	14,377,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社GSユアサ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
032	令和2年02月12日	一乗寺公園フェンス緊急飛球対策整備作業委託	5,940,000	文化市民局市民スポーツ振興室	光工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
033	令和2年02月12日	横大路運動公園整備工事に伴う土壌汚染状況調査業務委託	19,652,600	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社島津テクノリサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
福西遺跡公園ほか4件整備工事 ただし、ブロック塀改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和2年1月14日
- 4 履行期間
令和2年1月15日から令和2年3月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区檜原盆山13-1
全京都建設協同組合
- 6 契約金額（税込み）
13,492,072円
- 7 契約内容
安全基準を満たしていないコンクリートブロック塀の改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を行ったが、入札者が無かったため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
A. 【直接工事費】						
B. 建築工事		式	1		11,865,520	
【小計】					11,865,520	
C. 【共通費】						
D. 共通仮設費		式	1		200,000	
E. 現場管理費		〃	1		100,000	
F. 一般管理費等		〃	1		100,000	
【小計】					400,000	
【合 計】					12,265,520	

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市美術館リニューアル準備業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課

3 契約締結日

(当初) 平成31年4月1日

(変更前) 令和元年5月1日

(変更前) 令和元年10月1日

(変更後) 令和2年3月16日

4 履行期間

令和2年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町645

株式会社 長谷ビル

6 契約金額 (税込み)

(当初) 144,731,450円

(変更前) 172,313,850円

(変更前) 188,397,000円

(変更後) 180,527,000円

7 契約内容

京都市美術館のリニューアルオープンに向けた、オープニング事業計画の立案及び事業準備、展覧会の誘致、会員制度、寄付・協賛制度の構築等の事業企画業務及び開館準備に係る備品の調達計画に関する支援・助言、館内デザイン、運営管理等の企画推進業務

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(随契理由)

平成30年度(平成30年9月1日付け契約締結)に公募型プロポーザル方式により同業務を委託した事業者に対し継続して委託するもの(展覧会の開催に必要な美術品の借用や作品制作の依頼については担当者と作家等の信頼関係が欠かせないものであることから、担当者の変更により展覧会が開催できなくなる事態を避けるため)。

(変更理由1)

文化資源コンテンツ創生事業について、4月25日付けで文化庁補助金(文化資源活用推進事業)が採択されたことにより当該事業を実施するための財源の見通しが立ったことから、リニューアル準備業務を既に委託している事業者に一体的に委託するもの。

(変更理由2)

9月30日付けで文化庁補助金(文化資源活用推進事業)が採択されたことにより当該事業を実施するための財源の見通しが立ったことから、リニューアル準備業務を既に委託している事業者に一体的に委託するもの。

(変更理由3)

3月20日に実施する予定であったリニューアルオープン記念式典について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止したため、同式典に係る業務の委託内容から削除したもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度 京都市美術館常設展の音声ガイドコンテンツ制作業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和元年7月1日
- 4 履行期間
契約の日から令和2年2月7日（金）まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山二丁目7番25号
株式会社アコースティガイド・ジャパン
- 6 契約金額（税込み）
8,497,665円
- 7 契約内容
リニューアル後に新設する常設展（コレクションルーム）の音声ガイドのコンテンツを制作する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市美術館においては、リニューアルオープン後には京都市美術館のコレクションを活用した常設展の開催を予定しており、市民や、世界中から訪れる多くの観光客に常設展を楽しんでいただくとともに、これまで以上に美術作品や日本文化・芸術に親しみ、理解を深めていただくため、常設展に音声ガイドコンテンツを導入する。
音声ガイドコンテンツは、すでに収蔵作品75点分の日本語版及び英語版を作成してあるが、常設展の展示替え及び他の言語にも対応するため、本業務では更に収蔵作品25点分の日本語版及び英語版を作成するとともに、作成済みの75点分及び今回作成する25点分の計100点分について、中国語版及び韓国語版のコンテンツを作成する。
音声ガイドコンテンツが常設展への集客に影響を及ぼす重要な要素であることから、本音声ガイドコンテンツの制作に当たっては、既に作成された音声ガイドコンテンツとの調和性を有し、利用者が楽しみながら、美術作品、日本文化・芸術の価値等を正しく理解できるものであるとともに、京都市美術館の収蔵作品の魅力をより深く訴求できるようなものである必要がある。
本業務については、音声ガイドコンテンツの原稿作成から音声収録までの一連の作業を遂行するに当たり、原稿作成能力、企画立案能力、企画内容を期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力を必要とする。
よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とした。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

「令和元年度 京都市美術館常設展の音声ガイドコンテンツ制作業務」について、公募型プロポーザルを実施し、応募事業者（2者。応募は3者あったが1者が辞退）に対して書類審査を行ったところ、株式会社アコースティガイド・ジャパンが本件を受託するに足るとの評価を得たため、同社を契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等警備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和元年10月31日
- 4 履行期間
令和元年11月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
セコム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
286,815,397円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等の警備業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

再整備後の京都市京セラ美術館（以下「美術館」という。）では、館内においては従来の貸館に加え、新たに常設展示を含め複数の企画展が1年を通じて開催され、カフェ・ショップ等の商業施設も新たに館内に設置され、誰でも無料で入館できるパブリックエリアを広く有しているため、年間を通じて国内外を問わず多くの観光客、来館者が予測される。また、館外においても、新たに敷地内を貸出し、夜間も含めたイベント等の使用が年間を通じて不定期に開催される予定である。さらに美術館は岡崎公園内の敷地として物理的に侵入を阻止する柵や塀等が設置されておらず、オープン施設であるが故、昼夜を問わず敷地内に滞留する不特定多数の観光客、一般人も多く、防犯面において負うべきリスクが非常に高い。美術館は建造物としての文化的価値も高く、展示作品、収蔵作品等の資産価値が高い動産を保有し、不特定多数が来場する集客施設となるため、国内外で近年多発する犯罪、テロ行為の対象にもなり得る可能性も非常に高い。

したがって、機械警備に関しては警備システムの設計と緊急時の通報・駆けつけ体制が非常に重要であり、常駐警備に関しては、美術館が有する特殊な防犯リスクに対し、出入管理システム、監視カメラ等での監視・操作と緊急時、臨時での増員配置などの柔軟な警備体制の対応の構築等、使命感と高い責任感を持って、警備業務に当たることが求められるため、機械警備と常駐警備をシステム連携することにより、よりセキュリティ強化できることを踏まえ、機械警備と常駐警備を一体とした警備が必要である。

よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果、最高得点評価であった、セコム株式会社を契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）電話機器・設備更新業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和元年11月4日
- 4 履行期間
令和元年11月5日から令和元年11月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634番地 カラスマプラザ21
KDDIまとめてオフィス関西株式会社 関西営業本部ソリューション京都支店
- 6 契約金額（税込み）
9,531,940円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）の電話機器・設備更新業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市美術館再整備に伴い新たに実施する事務所移転及び運営サービスとの音声連絡体制構築について、京都市美術館の再整備事業の趣旨及び再整備後の運営体制を十分に理解し、リニューアルオープン後の京都市美術館の実態に則する必要がある。
よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果、最高得点評価であった、KDDIまとめてオフィス関西株式会社 関西営業本部ソリューション京都支店を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）共用部「調度・備品」製作・設置業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和元年12月13日
- 4 履行期間
令和元年12月14日から令和2年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区南堀江二丁目13番地28号
株式会社天童木工 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）
28,050,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）の共用部「調度・備品」製作・設置業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年3月21日にリニューアルオープンする京都市京セラ美術館（京都市美術館）の共用部「調度・備品」製作・設置業務については、施設と調和する意匠性を確保し、期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力を必要とする。
よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果、最高得点評価であった、株式会社天童木工大阪支店を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
杉本博司による《ガラスの茶室「聞鳥庵」》の組み立て・設置
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和元年12月20日
- 4 履行期間
令和元年12月20日から令和2年2月10日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区白金3-1-15 5F
株式会社新素材研究所
- 6 契約金額（税込み）
40,043,506円
- 7 契約内容
令和2年3月から新館「東山キューブ」において開催する杉本博司の個展「杉本博司 瑠璃の浄土」の関連プログラムとして、美術館庭園にパブリックアートとして設置する《ガラスの茶室 聞鳥庵》（以下「ガラスの茶室」という。）の組み立て・設置
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ガラスの茶室は杉本氏制作のアート作品であり、作品の設置に当たっては、ガラスで作られた茶室を所定の場所で組み立てるだけでなく、展示場所ごとに同氏が作成する展示プランに基づいて設置する必要がある。また、茶室単体ではなく、池の上に設置される茶室まで続く栈橋や、それらと併せて設置される水屋が揃って一体の作品となることから、制作者である同氏の意向を的確にくみ取り、組み立て・調整を行いながら施行・設置できることが求められる。
新素材研究所は、杉本氏が建築家の榊田倫之氏とともに設立した建築設計事務所である。同作品の組み立て・設置に関しては作品制作者である杉本氏自身が手掛けることが必須であり、前回展示を行ったヴェルサイユ宮殿での設置も同社が請け負っている。
上記のことから、本契約を履行できるのは新素材研究所の二者しかないことから、同社と随意契約を締結
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）共用部「ロッカー」製作・設置業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年1月29日
- 4 履行期間
令和2年1月30日から令和2年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県刈谷市広小路3丁目17番地
カリモク家具株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,535,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）の共用部「ロッカー」製作・設置業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年3月21日にリニューアルオープンする京都市京セラ美術館（京都市美術館）の共用部製作用家具「ロッカー」製作・設置業務については、本市が求める水準を満たす事業者が複数存在するが、施設と調和する意匠性を確保し、期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力を必要とする。
よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果、最高得点評価であった、カリモク家具株式会社を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）屋内外製作家具「ベンチ」製作・設置業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年1月31日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和2年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区南堀江二丁目13番地28号
株式会社天童木工 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）
15,774,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）の屋内外製作家具「ベンチ」製作・設置業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年3月21日にリニューアルオープンする京都市京セラ美術館（京都市美術館）の屋内外製作家具「ベンチ」製作・設置業務については、施設と調和する意匠性を確保し、期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力を必要とする。
よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果、最高得点評価であった、株式会社天童木工大阪支店を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）施設マネジメント業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年1月31日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区広尾1-13-7 恵比寿イーストビル1F
株式会社ブランコ
- 6 契約金額（税込み）
84,194,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）の施設マネジメント業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
再整備後の京都市京セラ美術館は、従来の貸館に加え、新たに常設展示を含め複数の企画展が1年を通じて開催され、また、館外においても、新たに敷地内で夜間も含めたイベント等の使用が年間を通じて不定期に開催される予定である。
契約の履行に当たっては、搬入出口の集中化による「物流・搬入出の現場管理」、建築物保護、温湿度管理の厳密化による「貸館における搬入出ルートの養生作業、設営・撤去の現場管理」、貸出備品の充実化による「展示・照明・映像機器等の機材・備品貸出管理」、イベント・展覧会開催時の会場設営にかかる「技術的指導、工事作業管理を含めた会場安全管理」等、施設運営において技術的作業を主にスムーズな運営・利用者対応・各種サービスの提供を実現することなどが求められる。
以上のことから、当該業務については単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

契約相手先の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、使命感と責任感、サービスマインド等を比較して最も優れた者を決定するため、公募型プロポーザルを実施した。1社からの応募があり、書類審査及び評価の結果、株式会社ブランコを契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）及び京都市美術館別館運営サービス業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年2月1日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア16F
サントリーパブリシティサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
409,268,349円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）及び京都市美術館別館の運営サービス業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
再整備後の京都市京セラ美術館は、従来の貸館に加え、新たに常設展示を含め複数の企画展が1年を通じて開催され、カフェ・ショップ等の商業施設も新たに館内に設置する中で、誰でも無料で入館できるパブリックエリアを広く有しているため、年間を通じて国内外を問わず多くの観光客、来館者を迎え入れることになる。
また、館外においても、新たに敷地内で夜間も含めたイベント等の使用が年間を通じて不定期に開催される予定である。
契約の履行に当たっては、本業務が京都市内外の多くの来館者と毎日接するものであることから、当該業務の従事者について来館者の受ける印象が、他の国内外の美術館と比較されることは必然であり、ひいては京都観光における評価の大きな部分を占めることとなり、京都市観光施策のより一層の推進にも大きな影響を及ぼすものである。
したがって、単に受託業務を遂行するにとどまらず、来館者等への接客、案内等に対してより満足度の高いサービスを提供することが求められる。
また、業務の履行場所が、公立美術館としては創建当時のまま現存する国内最古の建物であり、近代建築として高く評価されている文化的価値の高い建造物であることから、文化財保護のための十分な見識を有するとともに、来館者に対する啓発や適切な案内を行う能力等も必要となる。
更には、地震や台風などの災害時には、来館者を安全かつスムーズに避難誘導させる必要があるなど、緊急時における適切な対応も求められる。
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式で最高評価を得たため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等清掃業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年2月1日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691
日本管財株式会社
- 6 契約金額（税込み）
33,223,520円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等の清掃業務委託を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市京セラ美術館（京都市美術館）は、再整備工事により、令和2年3月21日にリニューアル・オープンを迎える予定である。再整備後の美術館においては、展示室の充実に加えて、光の広間、京セラスクエアなどのイベント会場となる施設が増加している。これらの施設を常に美しく保つための清掃技術や十分な人員配置に加え、重要文化財登録を予定している建物本体や展示室内の美術作品の保全に注意を払い、常に高い意識を持って、丁寧な清掃を行う必要があることや、国内外から訪れる来館者に対する高いホスピタリティを持った清掃員の配置等が求められる。

また、美術館職員・運営スタッフ・施設管理スタッフ・警備スタッフ等との連携が重要であり、地震や台風などの災害時には、会場の作品保全及び来館者を安全かつスムーズに避難誘導させる必要もあるなど、緊急時における適切な対応も求められる。

以上のことから当該業務については単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとした。

更には当該美術館の特殊性を踏まえて、当該業務については習熟し、経験を蓄積し熟練する必要があることから、本年度のみの短期間ではそれをなし得ないため、京都市長期継続契約に関する条例第5号の規程に基づき次年度も含めた長期継続契約を行うこととした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式で最高評価を得たため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）附属棟（桜水館）耐震改修等業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年2月1日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生土居ノ内町12番の2
株式会社ステッグ・コム
- 6 契約金額（税込み）
63,910,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）附属棟（桜水館）について、耐震改修及び屋根改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市京セラ美術館附属棟（桜水館）は、これまで美術館事務所として使用していたが、美術館本館のリニューアルオープンに伴い、屋根改修・耐震改修（以下、「耐震改修等」という。）を行うとともに、建物を事業者へ貸し付け、当該事業者が内外装改修したうえで、レストランとして活用することとした。
レストラン運営事業者の選定に当たっては、価格（建物の使用料）だけではなく、美術館の価値を更に高めることができる魅力的なレストラン運営能力がある事業者を、プロポーザル方式で総合的に評価し決定することとした。
レストラン運営事業者が実施する内外装改修と、本市が費用負担する耐震改修等は、あわせて行うことが合理的であるため、当該プロポーザルの中で、耐震改修等及び内外装改修を併せて行う建造物整備業者について、レストラン運営事業者に提案を求めた。
本契約については、当該レストラン運営事業者のプロポーザルにおいて選定された建造物整備業者と、耐震改修等について委託契約を締結したものの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査等の結果、最高得点評価であった、株式会社ステッグ・コムを契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）新館ショップ什器等「調度・備品」製作・設置業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年2月4日
- 4 履行期間
令和2年2月5日から令和2年3月10日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区南堀江二丁目13番地28号
株式会社天童木工 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）
19,250,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）の新館ショップ什器等「調度・備品」製作・設置業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年3月21日にリニューアルオープンする京都市京セラ美術館（京都市美術館）の新館ショップ什器等「調度・備品」製作・設置業務については、施設と調和する意匠性を確保し、期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力が必要となる。
よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果、最高得点評価であった、株式会社天童木工大阪支店を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）デジタルサイネージ機器配信環境構築業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年2月17日
- 4 履行期間
令和2年2月18日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
大日本印刷株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,983,500円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）のデジタルサイネージ機器配信環境構築業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市美術館再整備に伴い新たに設置するサイン計画やデジタルサイネージの役割について、京都市美術館の歴史及び再整備事業の趣旨を十分に理解し、リニューアルオープン後の京都市美術館の実態に則した成果物を納品する必要がある。
よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果、最高得点評価であった、大日本印刷株式会社を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館「光の広間」空間デザイン及び造作業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年2月20日
- 4 履行期間
令和2年2月20日から令和2年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区広尾1-13-7 恵比寿イーストビル1F
株式会社ブランコ
- 6 契約金額（税込み）
8,635,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館「光の広間」の空間デザイン及び造作業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市美術館再整備に当たり、北中庭についてはガラス屋根を設置して、レセプションやイベント等のMICEでの活用が可能な屋内空間として整備した「光の広間」について、当美術館の歴史及び再整備事業の趣旨を十分に理解しながら、MICE等の利用と展覧会場への動線とが共存できるような展示空間デザイン及びその造作を行うものである。
よって、本市が求める水準を満たす事業者が複数存在するが、施設と調和する意匠性を確保し、かつ期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力を必要とするため、価格だけでなく、制作案、実施体制も含めたプロポーザル方式で、総合的に評価し決定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果、最高得点評価であった、株式会社ブランコを契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）コレクションルーム（春）の展示装飾及び展示台等造作業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和2年3月1日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町69番1
株式会社ゴードー
- 6 契約金額（税込み）
6,994,460円
- 7 契約内容
令和2年3月21日のリニューアルオープンを機に新設したコレクションルーム（春期）の展示装飾，展示台等の造作業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年3月21日にリニューアルオープンする京都市京セラ美術館（京都市美術館）のコレクションルーム（春）の展示装飾及び展示台等造作業務については，展示する美術品について深い造詣が必要であり，美術品の保全ために十分な知識と配慮を持つことが求められる。また，展示装飾については恒久的でありつつも，国内外から訪れる来館者に対してより深く美術品を理解してもらうための柔軟なデザイン性が求められる。よって，価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため，地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とする。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては，企画力や業務実績にて選定するため，公募型プロポーザルを実施した。書類審査の結果，最高得点評価であった，株式会社ゴードーを契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元離宮二条城内総合事務所（仮称）棟再整備基本構想策定業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和元年10月17日
- 4 履行期間
令和元年10月18日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所
- 6 契約金額（税込み）
8,800,000円
- 7 契約内容
元離宮二条城内の事務所棟が昭和43年建築で老朽化が著しく、職員数に応じた執務スペースを確保できないことや、賓客等応接室、来城者の救護室がないなど、様々な課題を抱えているため、具体的な再整備に係る基本構想の策定を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
再整備の基本構想策定にあたっては、元離宮二条城は全域が史跡指定されていること、世界遺産登録施設であること等を十分に踏まえ、整備する必要がある、また国内外からの来城者、文化財関連有識者、所管の文化庁等からの理解を得られ、愛されるような事務所棟となるよう創意工夫が必要であることから、価格以外の要素を考慮したプロポーザル方式によって契約の相手方を選定する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことから委託契約先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城公式ガイドブック英語版制作業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和元年11月8日
- 4 履行期間
令和元年11月8日から令和2年3月19日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区六角通烏丸東入堂之前町245番地
株式会社アイビーインターナショナル
- 6 契約金額（税込み）
8,684,000円
- 7 契約内容
外国人観光客に世界文化遺産二条城の文化的価値の基本的な理解をしていただくとともに、二条城を様々な角度から楽しんで観覧していただくため、二条城公式ガイドブック英語版を制作する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の履行に当たっては、歴史的背景を知らない外国人観光客にとって分かりやすい説明をするために、歴史や文化財に精通した翻訳能力やデザインのレイアウトの再構築など高い編集力が求められる。
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザル方式によって契約の相手方を選定する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことから委託契約先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
窓口支援システム構築及び運用保守に関する業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和元年10月1日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田段川原町196番地
ローレルバンクマシン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,921,450円
- 7 契約内容
総合受付窓口の創設に当たり、各窓口間において来庁者情報の把握と共有などの連携強化を図るとともに、必要な手続を漏れなく申請できるようにすることを目的とした窓口支援システムを構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、システム要件や関連機器の機能と仕様等について、仕様書に全てを規定せず、事業者ごとにと組を委ねることで、契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れることから、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
3社からの企画提案を審査した結果、ユニバーサルデザインに準拠したデザインが採用されており、高齢者、外国人、障害のある方等、全ての方が操作しやすく、分かりやすい画面表示、操作性を評価されたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム パッケージ保守（令和元年度下半期）
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和元年10月1日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
12,954,150円
- 7 契約内容
戸籍システムの標準パッケージの継続的な提供を目的とした保守業務を実施し、機能強化、法改正及び不具合に関する対応があった際に標準パッケージの提供を受ける。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージプログラム（REPROS-X）を使用しており、当該プログラムの機能強化等の作業を実施できるのは、開発元である同社に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム運用保守業務委託（令和元年度下半期）
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和元年10月1日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
戸籍システム運用保守業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
7, 192, 625円
- 7 契約内容
戸籍システム運用保守として、日次・月次・年度処理、システム更新、緊急対応等を行う
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを基に構築されていることから、安定的な保守業務を行うことができるのは、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」広報等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和元年11月20日
- 4 履行期間
令和元年11月20日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）
17,997,854円
- 7 契約内容
令和2年度に「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の実施が予定されており、当該施策の円滑な実施に向けての環境整備及び消費活性化策実施の基盤となるマイナンバーカードの普及促進を行うため、消費活性化策に係る広報等の業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、広報啓発に関する能力や企画立案能力に優れた業者に委託する必要があることから、契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものであるため、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
1者から応募があり、企画の内容、運営方法等を複数人で評価集計した結果、適当な企画であることが認められたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
マイナンバーカード出張申請サポート業務（京都駅前運転免許更新センター）
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和2年1月7日
- 4 履行期間
令和2年2月2日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,730,900円
- 7 契約内容
京都駅前運転免許更新センターにおいて、マイナンバーカードの出張申請窓口を開設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は今年度のモデル事業として早期の開始が求められる一方で、個人情報保護及び守秘義務等の厳格な運用が求められることから、短期間で従事者の教育等の準備を含めた業務執行体制を確保する必要がある。
これを実施できるのは、同様の委託業務を受託し、従事者の募集、従事者に対する研修、業務マニュアルの作成などを受託済みの業務と一体的に安定して実施が可能であるキャリアリンク株式会社に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

右京区役所福祉系窓口端末設置及び市民窓口課等レイアウト変更に伴う業務用端末等移設業務

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和2年1月29日

4 履行期間

①令和2年2月1日から令和7年2月28日まで（端末設置・移設等）

②令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（一部ソフトウェアの保守）

③令和2年3月1日から令和3年2月28日まで（一部ソフトウェアの保守）

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

日本電気株式会社 京都支社

6 契約金額（税込み）

5,885,000円

7 契約内容

総合受付窓口創設のため、右京区役所市民窓口課・保険年金課前フロアに介護保険、児童手当及び子ども医療に関する手続きの一部を受け付ける福祉窓口を設置することに伴い、手続きの処理に必要な福祉系端末を設置する。また、総合受付窓口創設に伴い、市民窓口課及び保険年金課のレイアウトを変更するため、業務用端末の移設及び配線作業を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市福祉系業務システム及び住民基本台帳システムは、本市独自の仕様によるシステムであり、業務用端末の設置及び既存端末の移設作業は、当該システムに関する十分な知識を持ち、システムを導入する技術が必要となる。これらの条件を満たすのは、当該システムの開発を行った、株式会社日本電気に限られる。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場改修工事に伴う事前調査及び土壌汚染状況調査業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
(当初) 令和元年10月2日
(変更後) 令和2年 2月4日
- 4 履行期間
令和元年10月3日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京下合町1番地 株式会社島津テクノロジー
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 11,679,800円
(変更後) 15,089,800円
- 7 契約内容
西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場の走路改修に伴う土壌汚染対策法に基づく調査
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
西京極総合運動公園の改修において、環境指導課協議より土壌汚染対策法に基づく調査の必要性を指摘され、調査項目として地歴調査及び表層調査を行う必要が生じた。
令和2年2月16日の京都マラソン開催後、速やかに改修工事を進めるためには、工事着手までに地歴調査及び表層調査を行う必要があり、地歴調査及び表層調査に最低でも4.5箇月の期間を要することから、競争入札に付す期間が確保できないため、緊急随意契約を行った。
同契約に基づき、土壌の表層調査を行い汚染状況を分析したところ、汚染の基準値を超過した地点が確認されたため、速やかに改修工事を進めるには、早急に深度調査まで実施しなければならぬことから、契約金額の変更を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
東京2020オリンピック聖火リレー及びセレブレーション等京都市運営業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和元年11月1日
- 4 履行期間
令和元年11月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル5階
株式会社電通 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
55,474,265円
- 7 契約内容
東京2020オリンピック聖火リレーの実施に伴い、京都市内で実施する聖火リレー及びセレブレーション等を円滑に運営することを目的とし、その準備から当日の運営までの成果リレー実施に係る各種業務
- 8 随意契約の理由
各事業者におけるこれまでの受託実績や企画提案等のノウハウ等に基づき、総合的に判断する必要があり、競争入札に適しないため、公募型プロポーザルにより受託者を選定している。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルの結果として、総合評価点が第1位となり、業務を実施し得る能力を有すると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナ 競技処理コンピュータシステム更新
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和2年1月6日
- 4 履行期間
令和2年1月7日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区南船場二丁目7番26号
セイコータイムシステム株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
20,812,000円
- 7 契約内容
全国規模の大会等を含めた水泳競技大会（競泳競技，水球競技）の開催に必要な公益財団法人日本水泳連盟公認「競技処理コンピュータシステム（自動審判計時装置）」の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（公財）日本水泳連盟のAA級公認の認定を受けているセイコータイムシステム（株）製の競泳システム・水球システム・競技処理システムが一体となった京都アクアリーナ独自の「京都アクアリーナ水泳競技運営システム（審判計時設備）」のうち，競技処理コンピュータシステムの更新であり，同システムの更新作業を可能とするのは，製造元であるセイコータイムシステム（株）のみであることから，当該事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
横大路運動公園内危険樹木処理ほか業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和2年1月10日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和2年3月19日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市七本松通中立売下ル三軒町77
樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,954,000円
- 7 契約内容
倒木・落枝等の危険性のある樹木の処理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
横大路運動公園において、平成30年度台風21号によって倒木や落枝が生じた。倒木等については対応したが、それ以降も徐々に傾斜するなど同様の危険性のある樹木が生じてきた。
公園の園路工事を令和2年2月中頃から着手する予定であり、それまでに処理をしなければ工事に支障が出ることから、競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者であったため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市民スポーツ会館整備工事 ただし、ブロック塀改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
（当初）令和2年1月14日
（変更後）令和2年3月27日
- 4 履行期間
（当初）令和2年1月15日から令和2年3月31日まで
（変更後）令和2年1月15日から令和2年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区北白川東瀬ノ内町35番地 瀬ノ内ビル3階
株式会社エイケン
- 6 契約金額（税込み）
10,450,000円
- 7 契約内容
京都市市民スポーツ会館におけるブロック塀改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、一般競争入札による業者選定を行う予定であったが、令和元年12月25日に契約課において開札したところ応札者がなく、不成立となったため、当室において見積徴収を行い、請負業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社へ見積提出依頼を行ったが、提出は当該業務受託者のみであったため。
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				CM コメント
直接工事費	1	式	6,554,772	CK 直接工事費
計			6,554,772	CKK 直接工事費計
共通費				CM コメント
共通仮設費 (安全費, フェンスバリアート)	1	式	356,162	KK 共通仮設費
現場管理費	1	式	1,239,867	KG 現場管理費
一般管理費等	1	式	1,349,199	KI 一般管理費等
計			2,945,228	KS 共通費計
				CM コメント
工事価格	1	式	9,500,000	KKK 工事価格
消費税等相当額	1	式	950,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	10,450,000	KH 工事費

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市民スポーツ会館における直流電源装置点検整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和2年1月15日
- 4 履行期間
令和2年1月15日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 株式会社GSユアサ
- 6 契約金額（税込み）
14,377,000円
- 7 契約内容
京都市市民スポーツ会館における直流電源装置点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民スポーツ会館の直流電源装置について、令和元年12月3日に蓄電池及び付属設備が経年劣化により故障が発生した。今回の故障により、停電時に設備業者が常駐している中央電気室への警報が発報されない状況となっていた。
上記の状況は、施設の安全管理上問題があり、早急に点検整備に取り掛かることが必要であり、競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
一乗寺公園フェンス緊急飛球対策整備作業委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和2年2月12日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地
光工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
一乗寺公園野球場の外野フェンスの整備作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
飛球が園児や通行人に当たる危険性があり、緊急で飛球対策を行う必要があり、競争入札に付する時間的余裕がないため、緊急随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者であったため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
横大路運動公園整備工事に伴う土壌汚染状況調査業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和2年2月12日
- 4 履行期間
令和2年2月13日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京下合町1番地 株式会社島津テクノリサーチ
- 6 契約金額（税込み）
19,652,600円
- 7 契約内容
横大路運動公園整備工事に伴う土壌汚染状況調査
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
横大路運動公園の改修において、環境指導課協議より土壌汚染対策法に基づく調査の必要性を指摘され、調査項目として表層調査を行う必要が生じた。
予定どおり、速やかに工事を進めるためには、令和元年度中に表層調査を行う必要があり、競争入札に付す期間が確保できないため、緊急随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他